

**令和6・7年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務
競争入札参加資格審査申請要領（補充登録）**

1 資格の有効期間

令和6年4月1日 から 令和8年3月31日までの2年間 とします。

2 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 令和6年4月1日時点において、1年以上の営業経験を有していること。
- (3) 課税対象者については、申請日までに納期限が到来した法人税、所得税、消費税、事業税など、各国、県、市区町村税を完納しており、最新年度分の納税証明書の提出が可能であること。
なお、本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、その委任先がこれらの資格を満たし、委任先の納税証明書の提出が可能なこと。
- (4) 石巻市と契約する営業所については、本社（本店）を含めてどこか1つの営業所での登録に限る（複数の営業所等の登録不可）。よって、登録を希望する営業所は、登録希望業種に応じ、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められるものでないこと。

※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

（国税庁）納税証明書の交付請求手続

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

3 申請書受付期間

令和6年1月15日（月）から 令和6年2月15日（木）まで

※ 令和6年2月15日（木）17時まで 石巻市総務部管財課 **必着**のこと。

※ 発送日にかかわらず、受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受け付けません。また、到着に関するトラブルには対応できません。

4 申請方法

- (1) 郵送（輸送）若しくは窓口提出の受付とします。

郵送（輸送）の場合

「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。
ただし、信書便取扱いのものに限ります。

【 送付先 】 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課契約係

窓口持参の提出

市役所本庁舎4階、**総務部管財課の窓口へ提出**すること。各総合支所等への提出は不可。

※ 必ず「受領書（様式7）」を作成の上、提出すること。

なお、本市が示す受領書の内容を満たしていれば任意様式で作成した受領書でも可とする。

- ※ 複数の業種を同時に申請する場合においては、受領書に申請する業種を全て選択の上、提出すること（受領書の作成は業種ごとではなく、申請者ごとに作成する。）。
- ※ 行政書士等が複数業者分を一括して代理申請する場合においては、業者ごとに受領書を作成の上、提出すること。

(2) 受領書の交付について

窓口提出の場合に限り、受領書（様式 7）を交付します。

- ※ 郵送の場合における受領書の発行及び申請書受理に係る問い合わせ（申請者作成の受領書等の返送も含む）には**対応しません**ので、申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページ等での確認、又は送付を依頼した会社へお問い合わせください。

(3) 申請時の共通事項

- ※ 封筒に、「**入札参加資格申請書類（コンサル）** 在中」と、**朱書き**してください。
- ※ 本申請要領記載の提出書類及び添付書類以外のもの（会社パンフレット等）は、同封しないでください。

5 申請書の提出部数

1 部とします。

6 競争入札参加資格審査結果の交付

資格審査の結果は、3 月中旬に競争入札参加資格承認書により交付する予定です。

7 提出書類等（詳細は、4 ページから 6 ページまでに記載）

- (1) 謄本及び各種証明書類（写しを含む。）は、全て**申請日から遡って 3 か月以内**に発行されたものに限りま。
- (2) 申請書等の記載に当たっては、7 ページ以降の「**令和 6・7 年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書類作成に係る注意事項**」を御覧ください。
- (3) **押印は朱肉を使用したもの**とし、浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。
- (4) 例年、書類の提出漏れが多く見受けられます。申請書類作成の際は、本要領をよくお読みいただき、提出書類チェック表により、再度確認いただいた上で、お送りください。

8 注意事項

- (1) この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませんので、御承知願います。
- (2) 「測定・解析・計量」及び「不動産鑑定」については、役務提供競争入札参加資格審査申請になります。

9 有資格業者名簿の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 8

条の規定に準用し名簿を公表します。

また、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等は、石巻市情報公開条例（平成１７年石巻市条例第１４号）の規定に基づく請求があった場合には、公開することがあります。申請書等に記載された個人に関する情報は石巻市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する情報を記載する書類の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

１０ 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等営業内容を確認する必要があると認められる場合は、上記７の提出書類等のほかに、営業内容の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求める場合があります。

１１ その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約係 電話 ０２２５－２３－６６１１・６６１２（直通）

No.	提出書類		説明等
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・コンサル）（様式1-1）		※ 申請日については、令和6年1月15日以降の申請書を提出する日付を記載すること。
	登録部門及び希望部門・有資格者数（様式1-2）		
	営業所情報一覧表（測量・コンサル）（様式1-3）		・契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合のみ記載すること。（本社登録の場合は提出不要。）
2	法人	登記事項証明書（商業登記簿謄本等）又はこれの写し	・法務局発行
	個人	身分（身元）証明書又はこれの写し	・申請者の本籍地の市区町村発行
3	法人	印鑑証明書又はこれの写し（実印）	・法務局発行
	個人	印鑑登録証明書又はこれの写し（実印）	・市区町村発行
4	石巻市競争入札参加資格審査申請委任状 ※ 行政書士等が代理申請する場合のみ		・市指定様式 ・行政書士等が代理申請する場合に提出すること。 ・本委任状については、本要領公表後（本公告日以後）に発行されたものを提出すること。
5	使用印鑑届（様式2） ※ 本社登録の場合のみ		・市指定様式 ・本社登録の場合に提出すること。 ・使用印は、原則として、役職名、氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。
6	委任状（様式3） ※ 支店等（本社以外）登録		・市指定様式 ・契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合のみ提出すること。（本社登録の場合は不要。） ・受任者の使用印は、原則として、役職名、氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。
7	・測量法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し ・測量業者登録申請書（詳細は、右記参照）の写し		・測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を受けていること。 <u>なお、本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、当該営業所、支店等がその登録を受けていること。</u> ・以下の測量業者登録申請書類の写しを提出すること。 ① 測量業者登録申請書の <u>第一面及び第一面別紙（別表第十一（第十二条関係））</u> の写し ② 測量業者登録申請書の「添付書類（ホ）（測量法第55条の3第4号） 使用人数・営業所ごとの測量士・測量士補の数」 ③ 測量業者登録申請書の「添付書類（ト）（測量法第55条の3第6号）誓約書」
8	建築士法に基づく登録通知の写し又は登録証明書の写し		・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。 <u>なお、本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、当該営業所、支店等がその登録を受けていること。</u>
9	① 建設コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し（追加登録通知の写しを含む。）又は登録証明書の写し		・建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の登録を受けていること。 ・現況報告書の写しは、 <u>最新のものです、国土交通省の確認印があるものとする。</u>

No.	提出書類	説明等
	② 現況報告書の写し	(様式第18号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのみ) ※ 貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要)
10	① 地質調査業者登録規程に基づく登録通知の写し(追加登録通知の写しを含む。)又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	・地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)の登録を受けていること。 ・現況報告書の写しは、 最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。 (様式第18号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのみ) ※ 貸借対照表、損益計算書、完成調査原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要)
11	① 補償コンサルタント登録規程に基づく登録通知の写し(追加登録通知の写しを含む。)又は登録証明書の写し ② 現況報告書の写し	・補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の登録を受けていること。 ・現況報告書の写しは、 最新のもので、国土交通省の確認印があるものとする。 (様式第16号イ、ロ、ハ、ニ、ホのみ) ※ 貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書、株主資本等変動計算書及び注記表の添付は不要)
12	納税証明書(個人については非課税証明書も可)又はこれの写し 以下の全てに係る証明書を提出すること。 ①国税 ②都道府県税(法人又は個人事業税) ③市区町村税 ※ 契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、右記の留意事項を必ずお読みください。 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により国税等の徴収猶予を受けた方は、上記の書類に代わり、別紙「 <u>新型コロナウイルス感染症の影響による国税等の徴収猶予を受けた方へ</u> 」に記載の書類を提出のこと。	① 法人：「納税証明書その3の3」 個人：「納税証明書その3の2」 法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 ② 「都道府県指定様式」 申請日までに納期限が到来した法人事業税(個人の場合は個人事業税)に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務局長発行の証明書 ③ 「市区町村指定様式」 申請日時点において取得できる最新年度分の法人市区町村民税(個人の場合は市区町村民税及び国民健康保険税)及び固定資産税(固定資産税の該当ない場合は不要)に係る市区町村長発行の証明書 ※ 最新年度分の証明書に未納額が記載されている場合でも、未納額の全額が納期限未到来税額であることが確認できる場合(未納額と納期限未到来額が同額である場合等)は当該証明書を可とします。 ※ 「滞納(未納)がないことの証明書」が発行できる自治体(石巻市含む)は、当該証明書でも可とする。 ※ 契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、委任先の所在地の都道府県税及市区町村税の証明書を提出すること。 例 本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税：東京都所轄税務署、県税：宮城県、市税：仙台市
13	経営状況調査表(様式4)	・市指定様式

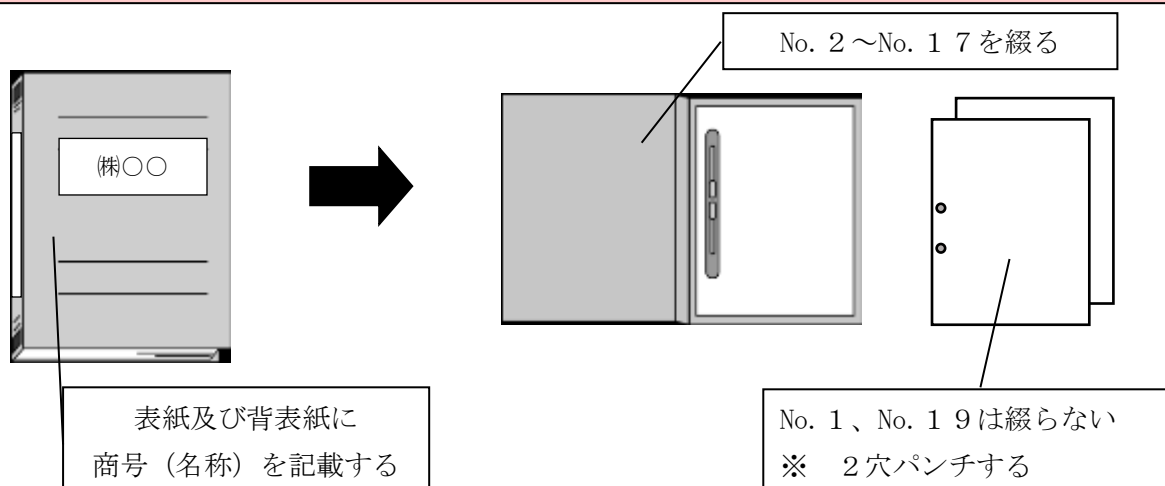
No.	提出書類	説明等
14	測量等実績調書（様式４－２）	・市指定様式（他様式へ代替可）
15	技術者経歴書（様式４－３）	・市指定様式（他様式へ代替可）
16	財務諸表	・任意様式 最新年度分の貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書等
17	事業協同組合等構成員名簿（様式６）	・中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）により設立された事業協同組合、企業組合及び協業組合に該当する場合のみ提出すること。
18	受領書（様式７） ※ 窓口提出する場合のみ	・市指定様式 ・申請書等を窓口提出する場合において、作成、印刷の上、 必ず持参すること。
19	提出書類チェック表	・別添１（申請者が記載）
20	返信用封筒	・長３封筒に ８４円 切手を貼り、 返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）を記載 すること。
21	フラットファイル	・ A４判縦型 のフラットファイル ピンク色（赤色） ※ 表紙及び背表紙に商号又は名称を記載すること。 ※ エコロジー商品を用い、とじ具は樹脂製又はポリスチレン製のものを使用すること。

◎ 提出書類 No. ２から No. １７までの順に、**No. ２１フラットファイルに２穴パンチして綴り込み、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載**してください。

◎窓口提出の場合、No. １８は、提出する封筒に同封せずに必ず持参してください。

◎No. １、No. １９、No. ２０については、**ファイルに綴り込まないで送付**してください。
（なお、No. １、No. １９は、ファイルに綴り込めるように、**２穴パンチ**してください。）

A４判縦型フラットファイル
ピンク色（赤色）



令和6・7年度石巻市測量・建設コンサルタント等業務 競争入札参加資格審査申請書類作成に係る注意事項

1 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

2 様式1-1の作成方法

(1) 英数字については、半角で記載すること。

(2) 様式上「※」に該当する項目（斜線部）については、記載しないこと。

(3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。

「新規」とは、石巻市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、現在、石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されていない場合をいう。

「更新」とは、現在、石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されているが、資格の有効期間が満了するため、継続して登録を申請する場合をいう。

(4) 「02 受付番号」、「03 業者コード」、「04 法人番号」、「06 適格組合証明」欄は記載不要。

(5) 「09 商号又は名称」欄には、株式会社等法人の種類を含む正式名称を記載すること。

また、株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

なお、下表の区分に該当しない法人については、略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

(6) 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。

また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

なお、本標準様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。

- (7) 「12 本社（店）電話番号」及び「本社（店）FAX番号」並びに「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）及び「担当者FAX番号」欄における市外局番等については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。
- (8) 「13 申請担当者」、「16 担当者電話番号」及び「担当者FAX番号」欄については、本市からの入札参加資格申請についての問い合わせに対応できる担当者の連絡先を記載すること。
- (9) 「14 担当者郵便番号」、「15 担当者住所」欄は、記載不要。
- (10) 「17 入札・契約用連絡先メールアドレス」欄については、本市からの入札・契約に関する種々の連絡に対応できるアドレスを必ず記載すること。
- (11) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。
なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。
- (12) 「19 外資状況」欄は、記載不要。
- (13) 「20 営業年数」欄には、登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載すること。
- (14) 「21 常勤職員の人数（人）」欄について、「④総職員数」欄に、基準日の前日において常時雇用している従業員の数に、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載する。
なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいうので注意すること（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。）。
- (15) 「22 設立年月日（和暦）」、「23 みなし大企業」欄は、記載不要。
- (16) 「24 登録部門及び希望部門」欄は、本様式の末尾にある記載要領に従って記載する。
- (17) 「25 有資格者数」欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。
記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称		有資格者
構造設計一級建築士		一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士		一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士		建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士		建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士		建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者		社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者
測量士		測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補		測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士		計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士		一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
R C C M		一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	総合技術監理部門	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	上下水道部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者

その他	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

3 様式1－3 営業所情報一覧表（測量・コンサル）の作成方法

- (1) 契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合に記載すること。
- (2) 測量、建築士については、委任先の営業所、支店等が測量業者、建築士事務所の登録を受けている必要があるので、注意すること。

4 様式3 経営状況調査表の作成方法

- (1) 「測量等実績高」の各欄については、次により記載すること。

「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。

「直前々年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を、それぞれ記載すること（百円単位は四捨五入）。業種欄に掲げる業種以外の実績（兼業）については、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。

※ 建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しており、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

- (2) 「登録を受けている事業」欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合

地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合

5 財務諸表（任意様式）について

申請者が自ら作成している最新年度分の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）とする。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書とする。